

令和5年3月2日

会員病院における看護職員による暴行事件に対する理事会声明

今般、日本精神科病院協会会員病院における看護職員による入院患者に対する暴行事件が相次いで報道されました。当会会員病院において、このような不祥事件が発生したことは、慙愧に堪えません。深く陳謝申し上げます。今後は司直による厳正な捜査が行われ、全容解明がなされる事を待つべき所ではありますが、当会としても事実確認に努め、病院の運営管理に関して正すべきは正す所存であります。

多くの会員病院においては、障害者基本法や精神保健福祉法の理念を遵守して日々の診療に従事していることは言うまでもありませんが、一連の不祥事は、わが国の精神科医療、特に民間精神科病院全体に計り知れない疑念を招き、また新たな偏見をもたらしかねない事態となっています。今一度平成25年2月制定の「精神科病院倫理綱領」の精神に立ち返って、国民の期待に応えることのできる精神科医療の確立のため、日本精神科病院協会として会員病院一丸となって、一層の医の倫理の涵養と精神科医療の向上に努めることを誓います。

公益社団法人日本精神科病院協会

会長 山崎 學

精神科病院倫理綱領

1. 私たちは、精神科医療を通じて社会の発展に尽くし、地域の精神保健の向上に努めます。
2. 私たちは、すべての医療行為において基本的人権を尊重し、共感と尊敬の念をもって、適切な医療を提供することに努めます。
3. 私たちは、患者さんの社会復帰を支援・促進し、その人らしい自立した質の高い生活を送ることができるように、地域の医療・保健・介護・福祉などの機関との連携に努めます。
4. 私たちは、自らの人間性をみがき、医学的知識の習得や医療技術の向上に努めます。
5. 私たちは、精神科病院が医学的良心に基づいた全人的医療を行う場であることを心に深く刻み、社会貢献に努めます。

平成25年2月

